

浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、都市計画事業の円滑な執行を図るため、移転等に伴う地権者の経済的負担を軽減することを目的に、土地を代替える者及び建築物を移転する者に対する代替地取得資金又は建築物建築資金のあっ旋及びその貸付けをした金融機関への利子の補助について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関 市長が指定する金融機関をいう。
- (2) 代替地取得資金 都市計画事業の施行により営業又は居住の用に供する土地を取得するために要する経費をいう。
- (3) 建築物建築資金 都市計画事業の施行により営業又は居住の用に供する建築物を建築するために要する経費をいう。

(補助の対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象事業は、次の各号に掲げる都市計画事業及び、別表に掲げる浜松都市計画道路の街路事業とする。

- (1) 浜松都市計画事業南浅田土地区画整理事業
- (2) 浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業
- (3) 浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業

(あっ旋)

第4条 市長は、都市計画事業の施行により代替地取得資金又は建築物建築資金を必要とする者に、その資金の貸付けを金融機関にあっ旋する。ただし、市税を完納している者であること。

2 前項に規定するあっ旋額は、代替地の取得又は建築物の建築に要する経費に相当する額から土地の売払代金又は建築物の移転に伴う補償金等を控除した額とし、1件につき1,000万円（当該代替地又は建築物が防火地域又は準防火地域内である場合は、2,000万円）以内とする。

3 都市計画事業のうち、土地区画整理事業に対するあっ旋は、当該事業の換地処分公告のあった日から起算して1年までとする。

(申込み)

第5条 前条第1項の規定によるあっ旋を受けようとする者は、都市計画事業の対象となる土地の土地売買契約及び物件移転補償契約の締結後に、代替地取得資金・建築物建築

資金あつ旋申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納付・納入確認同意書（第 2 号様式）
- (2) 給与所得者を雇用する事業者にあつては市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第 3 号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査）

第 6 条 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認められたものについて金融機関に貸付けをあつ旋する。

（補助金の額）

第 7 条 市長は、前条に規定するあつ旋により代替地取得資金又は建築物建築資金を貸付けした金融機関に対し、予算の範囲内でその貸付けをした資金に係る利子の一部を補助する。ただし、その貸付けをした相手が市税を完納している者であること。

2 前項に規定する利子補助は、代替地取得資金又は建築物建築資金の貸付けをした日から 10 年を限度とし、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとにその期間内における貸付残高に対し、貸付け利率の 2 分の 1（年利 2 パーセントを限度とする。）の割合で計算した額とする。ただし、償還期間を経過した当該資金に対しては、利子補助をしない。

（交付の申請手続き）

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする金融機関は、交付申請及び貸付実績報告書（第 4 号様式）と次に掲げる書類を添えて、半年ごとに市長あて提出しなければならない。

- (1) 申請者が貸付けをした相手方の市税納付・納入確認同意書（第 2 号様式）
- (2) 申請者が貸付けをした相手方が給与所得者を雇用する事業者にあつては市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 申請者が貸付けをした相手方の暴力団排除に関する誓約書（第 3 号様式）

（交付の決定及び確定）

第 9 条 市長は、前条による申請及び実績報告があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、申請者に対し補助金交付額決定及び確定通知書（第 5 号様式）により金融機関に通知するものとする。

（請求の手続き）

第 10 条 金融機関は、前条による補助金交付額決定及び確定通知書を受領した後 10 日以内に請求書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの

補助金に適用する。

- 2 廃止前の浜松都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金又は建築物建築資金のあっ旋及び利子補給規程の規定による手続きを受けている利子補助金については、なお従前の例による。

別表

路線名	事業箇所	起点	終点	事業延長 (m)
有玉南中田島線	上島一・三丁目、十軒町、曳馬一・二・四・五・六丁目、新津町、助信町	上島一丁目 764 番 1 地先	助信町 95 番 2 地先	2,245
植松和地線 (追分)	下池川町、城北一丁目、布橋一丁目	城北一丁目 11 番 7 地先	布橋一丁目 140 番 10 地先	680
植松伊左地線 (山下)	八幡町、元浜町、山下町、下池川町	八幡町 15 番 17 地先	下池川町 58 番 8 地先	500
植松和地線 (野口)	佐藤一丁目、船越町、野口町、八幡町	佐藤一丁目 997 番 1 地先	八幡町字二丁目 24 番 6 地先	794
池川富塚線	鹿谷町、 広沢一丁目	鹿谷町字名残 22 番 2 地先	広沢一丁目字北裏 125 番 23 地先	365
飯田鴨江線 (名塚)	名塚町、向宿二・三丁目	名塚町字塚越 255 番 2 地先	向宿二丁目 406 番 1 地先	560
飯田鴨江線 (西伝寺)	西伝寺町、本郷町、頭陀寺町、名塚町	西伝寺町字西伝寺 前 402 番地先	名塚町字塚越 255 番 4 地先	360
下石田細江線 (初生)	葵東二・三丁目、 初生町	葵東二丁目 438 番 4 地先	葵東三丁目 102 番 9 地先	395
下石田葵西線 (上島)	上島五・六・七丁目	上島五丁目 1004 番地先	上島五丁目 2211 番 2 地先	339
高林芳川線	宮竹町、和田町、上西町	上西町字西表 1288 番 2 地先	和田町字中島 762 番 2 地先	530
天竜川駅前線 (北口駅前広場)	天龍川町	天龍川町 545 番 12 地先	天龍川町 435 番 9 地先	90

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所(所在地)

氏名(代表者名)

代替地取得資金・建築物建築資金あつ旋申込書

都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金・建築物建築資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

記

申込者	氏名 (生年月日)		住所	
	職業又は 勤務先			
借入 希望額			代替地 取得資金	
			建築物 建築資金	
移転対象 となる土地 又は物件	所在地			
	土地面積		建物構造面積	
	契約年月日		土地売買金額	
			建物補償金額	
代替地又は 建物新築物	所在地			
	土地面積		建物構造面積	
	代替地取得 又は建物新 築物年月日		代替地取得資金	
			建物建築資金	

（添付書類）

- 1 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- 2 給与所得者を雇用する事業者にあつては市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- 3 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- 4 ローン申込書の写し（借入金融機関経由で提出）

第2号様式(第5条、第8条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

_____ 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金交付要綱第4条及び第7条の規定により、市において、私の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金

第3号様式（第5条、第8条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

申請者名称

代表者氏名

交付申請及び貸付実績報告書

年度 期における浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還
利子補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。
また、第13条の規定により実績報告します。

記

- 1 都市計画事業の名称
- 2 交付申請額及び実績報告額 金 円
- 3 貸付実績報告書(利子補助金の算出の基礎) 別紙1のとおり

(添付書類)

- 1 申請者が貸付けをした相手方の市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- 2 申請者が貸付けをした相手方が給与所得者を雇用する事業者にあつては市民税・
県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- 3 申請者が貸付けをした相手方の暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

第4号様式(第8条関係)(別紙1)

貸付実績報告書

(年度 期分)

貸付先	当 初 貸 付 年 月 日	貸 金 付 額	償 還 期 限	期 毎 割 賦 償 還 金	期首残高	貸付 利率	当 期 貸 付 日 数	利子 補助 金額
		円		円	円	%	日	円

(添付書類)

利子補助金の算出の基礎となる計算書

第5号様式（第9条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長
(課扱分)

補助金交付額決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金の交付について、下記のとおり条件を付して決定し、確定します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

ただし、 事業分

記

- 1 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 2 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 3 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者名

請 求 書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって通知
のあった浜松市都市計画事業の施行に伴う代替地取得資金等償還利子補助金を次のとおり
請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

銀行	本店	別段預金		
信用金庫	支店	当座預金	第	号
農協	支所	普通預金		
名義				